## 「研究ノート」

# 21世紀における紛争予防規範の展開

敬愛大学国際学部教授

## 庄司 真理子

## はじめに

本稿の目的は、冷戦後、国連による平和と安全の維持の新たな活動のひとつとして注目された紛争予防(conflict prevention)規範について、その後、21世紀の今日に至るまで、どのような発展、変遷をたどるかを、国連決議、国連事務総長報告書などを中心に、その原典資料をまとめることである。2005年に世界サミットの場で平和構築委員会の設置が認められて以来、「紛争予防(予防外交)」<sup>11</sup> 概念<sup>21</sup> は急速にその影が薄くなったかのようにみられる。しかしその裏に、同概念の規範としての発展がみられる。以下に示す国連文書は、その紛争予防規範の発展を裏付けるものである。

## I 21世紀初頭における紛争予防概念

21世紀初頭のこの分野の重要な報告書は、ブラヒミ・レポートである。同レポートによって、紛争予防、平和維持、平和構築の3つの規範が平和と安全の維持分野の柱となる。 その後、世界サミットにいたるまで、国連は紛争予防に力を入れて検討する。

## (1) ブラヒミ・レポート

21世紀を迎えようとしている国連が、新たな平和と安全の維持の体系を組もうということで、国連事務総長のもとに、同分野の専門家を集めて平和活動検討委員会が組織された。同委員会が検討した結果は、2000年8月に『国際連合平和活動検討委員会報告書(略称、ブラヒミ・レポート)』』として結実した。この分野の、いわばブレインによる報告書として注目された。ブラヒミ・レポートは、紛争予防と平和創造、平和維持、平和構築の三つの要素からなる平和活動を提案し、これまでの国連の活動が、国連政務局(Department of Political Affairs: DPA)による紛争予防と平和創造、平和維持活動局(Department of Peacekeeping Operation: DPKO)を中心とした平和維持活動、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)を中心とした復興開発、安保理と加盟国による集団的措置(制裁)など、相互に連関性がなく、独立してなされていた問題を指摘する。

## (2) 2001年の国連における武力紛争の予防文書

事務総長がこの時期最も力を入れていたのは紛争予防規範の検討であった。2001年6月に「武力紛争の予防」と題する報告書がを発表している。同報告書の特徴は、「予防の文化」を主軸におき、国連のあらゆる機関、あらゆる活動、および地域的取極や非政府組織、市

民社会、民間セクターにまで、いかにして「予防の文化」を浸透させるかを検討している。網羅的にすべての国連機関および内外の関係機関®をひとつひとつ検討した精力的な報告書である。同報告書の特徴的な点は次の四点である。第一に、政治的意思の欠如によって紛争予防が失敗することから、紛争予防の文化を育成するために、規範を作成したり平和の文化のプログラムを宣言したりして、予防のための政治的意思を形成することの重要性を指摘している®。第二に、包括的かつ首尾一貫性のある紛争予防戦略(comprehensive and coherent conflict prevention strategies)をたてるために『、国連の調整機関の役割を重視し、DPAを紛争予防の中心機関として位置づけている®。第三に、国連平和維持活動の内容に、紛争予防や平和構築の活動を加えている。具体的には、平和維持活動の役割として予防展開を重視すること®、平和維持活動に平和構築活動の要素を増やすこと®、DDRを平和維持活動と平和構築の任務とすること®、などである。最後に、紛争予防のための10原則を提案した。この10原則の第一項目が、「紛争予防の義務」であった。事務総長報告書が、紛争予防を「義務」として言及したとしても、これをもって直ちに紛争予防が法的に拘束力ある法規範として成立したとはいい難い。しかし「紛争予防」規範のその後の発展の方向性を予見する内容であった。以下に10原則を記す。

2001年6月に「武力紛争の予防」と題する報告書12)が示した紛争予防の10原則。

- 1) 紛争予防の義務。
- 2) 第一義的責任は加盟国にある。
- 3) 紛争の平和的解決(憲章第6章) は紛争予防の重要な手段、いくつかは憲章7章の 手段も必要。
- 4) できる限り早い段階で予防活動がなされることが効果的。
- 5) 構造的アプローチ;予防活動で重要なことは紛争の根本原因を探ること。
- 6) 紛争予防戦略は、包括的なアプローチが必要である。短期的と長期的なさまざま な措置がとられる必要がある。
- 7) 紛争予防と持続可能な発展は相互に相乗効果のある活動。
- 8) 紛争予防の要素を国連システムのさまざまな開発計画や活動に導入する必要がある。
- 9) 成功する紛争予防戦略のためには、あらゆる国連機関の協力が必要。国連だけが 紛争予防の機関ではない。加盟国、国際機関、地域的機構、準地域的機構、民間 セクター、NGO、市民社会組織などが重要な役割を果たす。
- 10) 政治的支援、人的財政的支援;国連による効果的な紛争予防には加盟国の政治的意思に支えられる必要がある。

2001年、国連総会は、加盟国、国連諸機関、地域的機構に対し、この10原則を検討し報告するよう決議<sup>13)</sup> した。

## (3) 2003年の国連における武力紛争の予防文書

2003年にはこれが「武力紛争予防」国連総会決議<sup>14</sup> に発展する。2002年11月5日、前述の総会決議を受けて国連諸機関が提出した文書をまとめた『武力紛争の予防;国連システムの各機能、機構、機関の見解』と題する事務総長報告書<sup>15</sup> は、9.11テロ後ということもあり、

究

国連システム全体に予防の文化が行き渡ることを強調している。テロリズムと大量破壊兵器の脅威は予防の文化の必要性をさらに高めており、対抗措置の文化から予防の文化への移行は、単なる修辞としてではなく、具体的でシステム全体の行動となる必要がある<sup>16</sup>、と訴える。

加盟国、国連諸機関、地域的機構が検討した文書をまとめ<sup>17)</sup> て、2003年7月18日、国連総会は、「武力紛争予防」決議<sup>18)</sup> を採択する。国連総会が紛争予防について正面からとりあげ、包括的に検討した歴史的決議である。国連総会決議は、法的には勧告的効力しか持たないが、同決議は5ヶ月の時間をかけ、37回の協議を100時間以上かけて作り上げた反対なしのコンセンサス決議である<sup>19)</sup>。また、同決議において、国連憲章第6章および第33条に言及しながら、紛争予防が加盟国の義務であり、このことは紛争当事者に対しても要請されることを示唆している。同決議によって、紛争予防は法的に実効性ある義務とまで断言できないとしても、「紛争予防の第一義的責任は加盟国にある」<sup>20)</sup>、「国連憲章に規定された義務に厳格に従うことを加盟国に要請する」<sup>21)</sup> などの文言によって、法的義務に近い規範的効力を有する概念として確認されたといえる。以下に2003年の「武力紛争予防」国連総会決議<sup>22)</sup> の要点を記す。

## 2003年の「武力紛争予防」国連総会決議23)

- 1) (一連の) 事務総長の(紛争予防) 報告書に感謝する。
- 2) 短期的な業務活動と長期的な構造的措置を含む包括的で一貫した戦略が重要である。
- 3) 紛争予防の第一義的責任は加盟国にある。
- 4) 地域的取極や機関を加盟国が利用するように奨励する。
- 5) 国連憲章第6章に基づく紛争の平和的解決によって解決するよう加盟国に要請する。
- 6) 国連憲章に規定された義務に厳格に従うことを加盟国に要請する。
- 7) 紛争当事者に対しても憲章第33条の手段を利用するように要請する。
- 8) 国際の平和と安全の維持に関する第一義的責任は安保理にあることを再確認する。
- 9) 加盟国、国連システム、ブレトンウッズ機構、地域的および準地域的機構の継続的な協力によって紛争予防が促進されることを強調する。
- 10) 国連憲章と国際法に基づいて、武力による領土取得および植民地化の行動は認められないこと、および外国による占領状態に終止符を打つことを再確認する。
- 11) 紛争予防は国連システムを通じて武力紛争の主流化とその調整の必要性を確認する。また2001年8月1日の総会決議55/281に従って、関係各組織、機関がこれを検討することを要請する。
- 12) すべての加盟国と国際社会が、ミレニアム総会の決議を遵守することを要請する。
- 13) 国連が紛争予防の責任を遂行できるように強化されることを要請する。
- 14) 事務総長に対してこの決議の実施状況の包括的な報告書を提出するように要請する。
- 15) 付属書に示された結論と勧告を採択する。
- 16) 59 会期の議事に「武力紛争の予防」を入れることを決定する。

総会決議でその重要性が確認された紛争予防について、2003年9月12日に「武力紛争の予防に関する事務総長中間報告書」<sup>24)</sup>が発表される。報告書は、国連の機能、すなわち活動内容ごとに紛争予防にいかにアプローチするかを機能的に分析した内容になっている。報告書はまず、業務活動による予防(operational prevention)と構造的予防(structural prevention)を区別して論じる。前者を差し迫った暴力の出現時になされる外交活動などの業務活動とし、構造的予防を潜在的な武力紛争の根本原因に向けて意図されたものとしている。ここでは構造的予防戦略(structural preventive strategy)を<sup>25)</sup>、国連の機能(活動内容)ごとに14項目に分けて検討している。

2003年9月12日に「武力紛争の予防に関する事務総長中間報告書」26 の14項目

1) 国連活動の調整と首尾一貫性、2) 能力構築、3) 開発援助、4) 人権、5) 法の支配、6) 地域的国際機構と国連、7) 女性の役割、8) 予防行動とテロリズム、9) 軍縮、10) 主要機関の役割、11) 国際金融機関、12) 市民社会、13) 民間セクター、14) 職員のトレーニング。

活動内容<sup>27)</sup> をみると、平和構築活動と重複することがわかる。(a) 法の支配、人権の尊重も含む、(b) 潜在的な紛争を分析し確定する、また紛争を平和的に解決する公的な制度の能力を強化する。(c) 主要なステークホルダー間のコンセンサスや対話をもたらすプロセスの確立。(d) 基本的なサービスを最も脆弱な社会に届ける政府や市民社会の能力強化。(e) 女性、若者および少数者 (minority) の参加の確保。(f) 小型武器や天然資源の不正貿易の停止。(g) メディア、民衆文化および教育に関する多様性と寛容性の支援などである。また、(a) の人権の問題として移行期正義<sup>28)</sup> について検討し、また、紛争再発防止のアプローチとして、「4Rs すなわち帰還、再統合、復旧、復興(Repatriation, Reintegration, Rehabilitation and Reconstruction)」<sup>29)</sup> を検討している。国連の機能(活動)ごとに、構造的予防戦略を検討するというアプローチをとると、平和構築の活動内容と重なるものが多い。報告書のテーマは紛争予防であるが、規範としての平和構築と紛争予防の関係をみる限り、ここに重複性が示されているといえよう。

同年12月22日に国連事務総長が経済社会理事会に提出した「紛争予防、その管理と紛争解決、および紛争後平和構築における女性の平等参加」300 は、女性の観点から、紛争予防と平和構築規範の再検討を迫るものであった。紛争と女性の関係は、その多くが武力紛争や暴力の被害者としての女性をいかに救うか、といった人権問題の観点から語られてきた310。しかし同報告書は、被害者としての女性ではなく、積極的に紛争予防や紛争解決および平和構築に女性が果たす役割について論じている。女性が、和平交渉のテーブルに平等について、平等な発言権を持つべきであること320。和平合意の内容が女性にとって不平等なものとならないようにする必要があること330。紛争後平和構築の場面において女性の能力強化を検討の対象とするべきこと340、などが指摘されている。しかし、女性の平等参加といっても、充分な教育がなされていない、和平交渉の場まで足を運ぶ交通費もない350、というような前提条件から問題が提起されている。女性と平和の問題は、「平和の文化」(Culture of Peace)、女性性の重視など、思考様式の抜本的な転換の問題として、21世紀の規範を考える上で重要なキー概念となるであろう。

研

## Ⅱ 2005年世界サミット期の紛争予防

2005年の成果文書において、平和構築の概念は注目を浴び、平和構築アーキテクチュアの創設などの目に見える進展があった。他方、紛争予防については、成果文書に一部言及されたに過ぎず、注目されなかった360。紛争予防と平和構築は、規範として重複性や競合性が指摘されており、国連は平和構築に重点を移したとの見方もある。しかし不思議なことに、2005年9月14日、総会議場での世界サミットと並行して開催された安全保障理事会(以下、安保理)の会合で、紛争予防のみに注目した安保理決議が採択370された。その内容は、「特にアフリカの紛争予防に関する安保理の役割の有効性の強化」を目指したものである。安保理は、そのための宣言を付属書として添付し、これを決定している。なぜ、世界サミットの場で「紛争予防」の概念が脚光を浴びなかったのか。なぜ、世界サミットの成果文書とは別個にこのような決議が採択されたのか。決議の本文は以下のように簡潔な内容であった。

2005年9月「特にアフリカの紛争予防に関する安保理の役割の有効性の強化」に関する安保理決議<sup>38)</sup>

安保理は、付属文書にある特にアフリカの紛争予防に関する安保理の役割の有効性の 強化に関する決議を採択することを決定する。

同決議は法的拘束力が推定されるような強い文言の決議となっている。安保理決議が「決定」(Decide)の語を使って決議を採択するときは、国連憲章第25条の法的拘束力ある決定であることがほとんどである。実質的な宣言の内容は、その後に続く付属文書 (Annex)39に記載されているが、宣言内容が本文に記載されずに、付属文書に記載されているからといって、その法的効力を減じるわけではない。国連総会で採択される国際条約のほとんどは、決議の本文ではなく、その付属文書に記載されていることからも理解できる。付属文書にある紛争予防に関する実質的な議論は以下のとおりである。

- 1) 国連の武力紛争予防能力の有効性を高め、潜在的紛争の事態を綿密に監視する。
- 2) 国連の紛争予防能力を強化する。
  - (a) 武力紛争の危険のある地域での展開を定期的に評価した、国連憲章第99条に 基づく事務総長による安保理への情報提供を奨励する。
  - (b) 事務総長による予防外交イニシアチブのフォローアップを促進する。
  - (c) 地域的機構や準地域的機構と協議して、地域的な仲介イニシアチブを支援する。
  - (d) 地域的機構や準地域的機構の早期警報メカニズムの能力強化を支援する。
  - (e) 国連憲章第65条に従って、経済社会理事会に必要で適切な方法と支援を要請する。
  - (f) 違法な武器貿易および傭兵の使用と闘う。
  - (g) 平和、安定および持続可能な開発を伝える継続的な制度の向上を支援する。
  - (h) アフリカ諸国が独立した信頼のおける国内司法制度を構築する努力について

支援する。

- 3) 国連事務総長に以下のことを要請する。
  - (a) 紛争予防にすぐに効果の出る活動を開発する。
  - (b) 国連の地域事務所に、違法な国境を越える活動を除去することを目的とした 戦略の実施を奨励する。
  - (c) 市民社会の能力を強化する。女性を含み、平和の文化を促進し、ドナーを動 員する。
  - (d) 弱体化して崩壊した統治機構を強化し、不処罰の文化に終止符を打つために、 グッドガバナンスと人権保護の政策措置を発展させる。
  - (e) 選挙プロセスの公正性と透明性を促進する。
- 4) 紛争予防に関する包括的な戦略の策定の重要性を強調する。
- 5) 紛争予防における地域的なアプローチの重要性を強調する。
- 6) 天然資源や高い価値のある物資を違法に搾取し違法売買することに対する措置を とることを決定する。
- 7) 国連と地域的機構や準地域的機構の協力とコミュニケーションを強化する。
- 8) 2005年に採択されたアフリカ連合の不侵略および共通の防衛協定に従うことをアフリカ諸国に奨励する。
- 9) アフリカ諸国に対して、国連事務局および国連の地域事務所と密接に作業し続けるように要請する。
- 10) 国連システムおよび国際金融機関を含む国際社会に対してアフリカ諸国の上記の努力に協力するように要請する。
- 11) アフリカ連合の非常時部隊(Stand-by Force)の発展を含む地域的機構や準地域的機構の能力の発展に、すべてのアフリカ諸国および国際社会が協力することを強く要請する。

ところでこの決議の特徴は次の4点にまとめられるだろう。

第一に、紛争予防の概念は、世界サミットの成果文書には詳細には盛り込まれなかった。これは、平和と安全の維持の活動の中でも紛争予防を、他の平和構築や平和維持活動から切り離すことを意味していると捉えられる。その理由としては、紛争後平和構築や平和維持活動は国家主権と両立しうる。国家間の共同体である国連は、紛争予防のように紛争発生以前から、国家主権の壁を越えて潜在的紛争国の国内の問題に対処することは難しい。他方で、紛争後平和構築は、紛争が終了した後に国連が関わるもので、これは国連の介入の前提としての紛争の存在の有無を問わずに活動できる。平和維持活動は、基本的には同意原則に基づいて紛争に介入する活動であり、特に国家主権を乗り越えて国内問題に国連が介入する議論とはならない。その意味でも、紛争予防を、平和構築や平和維持から切り離して別個のものとして対応することを表明したと理解できる。

第二に、紛争予防のような現地の情報網による早期の紛争の予兆の察知は、地元に密接に関わっている地域的機構や準地域的機構のほうが適しているとも考えられる。前述のごとく、世界サミットの成果文書では、紛争予防はほとんど注目を浴びなかったが、成果文書のパラグラフ170では、地域的機構の役割について言及し、紛争予防の実際の履行を主

に地域的機構に任せるとしている40。安保理決議が「特にアフリカの」と銘打って決議さ れたのも、紛争予防の役割の主役を地域的機構に求めてのことともいえよう。

第三に同決議は、ことにアフリカの紛争予防に焦点を当てているが、これには二つの理 由があるといえるだろう。ひとつは、2002年に活動を開始したアフリカ連合(African Union: AU) の主要機関として、2003年に設置された平和安全保障理事会 (The Peace and Security Council: PSC) が、予防外交と平和の維持をその主要任務としており、国連として これをサポートする必要があったからといえよう。AUの前身のOAUには、「紛争の予防、 管理および解決のためのメカニズム(Mechanism for Conflict Prevention, Management and Resolution: MCPMR) [41] が 1993 年から存在しており、PSC はこの役割を引き継ぐものとして 設置された。すなわち、アフリカの平和と安全の維持にとって紛争予防は重要な任務であ った。これを国連の安保理が認知し、サポートする必要があったといえよう。

第四に、同決議は法的拘束力が推定されるような強い文言の決議となっている。安保理 決議が「決定;Decide」の語を使って決議を採択するときは、国連憲章第25条の法的拘束 力ある決定であることがほとんどである。実質的な宣言の内容は、その後に続く付属文書 (Annex) に記載されているが、宣言内容が本文に記載されずに、付属文書に記載されてい るからといって、その法的効力を減じるわけではない。国連総会で採択される国際条約の ほとんどは、決議の本文ではなく、その付属文書に記載されていることからも理解できる。

#### ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 世界サミット後の紛争予防概念

先にみた2005年の安保理決議1625からもわかるように、世界サミット成果文書におい て、紛争予防規範が着目されなかったからといって、同規範の検討を怠ることはなかった。 2006年の事務総長による「武力紛争の予防に関するプログレス報告書」42 は、2003年の報 告書と比較しても、国連による紛争予防をさらに深く検討した洗練された内容となってい る。報告書の特筆すべき点を以下に述べる。

第一に、紛争予防は国連憲章上の義務であると説明する430。また、報告書の基本的な姿 勢は、予防の文化に立脚している⑷。そのためには、緊張を減らし制度を強化する必要が ある45。第二に、マルティ・ステークホルダー・プロセス(Multi-Stakeholder Process: MSP) の重要性を指摘する。紛争予防が必要とされる多くの紛争は国内紛争かトランスナショナ ルな紛争である。そのためのメカニズムにはあらゆるステークホルダーが接近可能である 必要がある。国家や社会が自分たちの問題を処理するのに最も適切な方法を用意できるか どうかが鍵となる46。第三に体系的予防(systemic prevention)アプローチの重要性を指摘 する。紛争が国境を越えて、小型武器や軽火器の違法貿易40、テロリズムや越境組織犯罪 などのトランスナショナルな紛争となるにしたがって、紛争予防の対処方法もまたグロー バル化した体系的紛争予防の観点から検討される必要が出てきた。

国連の業務的活動で重要であるのは、国連事務総長による周旋48 である。DPAと協力し て、仲介に加えて事実収集や信頼醸成措置なども担当する仲介支援部署(Mediation support unit) の能力を強化した4%。人道危機時の早期警報措置も重要である。食糧安全保障や、武 力紛争における子どもの保護など、人道共同体がクラスター・アプローチ(Cluster approach)を採用してこれに取り組んでいる500。

各国別の構造的活動として、国連民主主義基金(United Nations Democracy Fund)が設置

された。また民主主義と関連して、対話の重要性が各所で指摘されている。紛争を平和的に処理するのは活力ある市民社会である。そこにはNGOや自由なマスメディア、宗教指導者が含まれる。平和的にかつ建設的に緊張を処理するためには開かれたコミュニケーションと対話が欠かせない<sup>51)</sup>。その際にすべてのアクターが含まれている必要がある<sup>52)</sup>。さらに、対話は国境の内側同様に国家間や文化にとっても重要なもので、紛争が暴力にエスカレートすることを防止する手段となる。そのためにも国連事務総長の周旋は、常に加盟国にとって利用可能なものである<sup>53)</sup>と指摘する。

同報告書は最後に21項目の紛争予防のための勧告<sup>54)</sup>を行っている。さらに興味深い点は、 紛争予防の具体的な措置を明確に次の6点としたところである<sup>55)</sup>。

- (a) 早期警報、情報と分析
- (b) 周旋と仲介
- (c) 民主主義、グッドガバナンスおよび予防の文化
- (d) 軍縮および軍備管理
- (e) 衡平な社会経済的開発
- (f) 人権、人道法および国際的正義

上記の6つのうち、(a) 早期警報、情報と分析、(b) 周旋と仲介は、これまでも紛争予防に固有の措置であった。他方、(c) 民主主義から(f) 人権までは、むしろ平和構築の具体的な活動にも含まれており、広義の意味では紛争予防にも含まれてはいたが、両規範が競合、重複する分野となった。このように紛争予防規範の守備範囲を極度に広範囲の内容とすることは、逆にその規範の存在意義を薄める結果とならないか懸念される。

## Ⅳ 潘事務総長第一期の平和構築と紛争予防

## (1) 紛争予防に関する潘事務総長の報告書

コフィ・アナン国連事務総長の時代に、紛争予防の概念は、単なる概念から、具体的な国連の平和と安全の維持のためにとりうる措置として、発展を遂げた。このような進展を、2007年より事務総長の座についた潘基文国連事務総長は、どのように考えているのだろうか。潘の考え方は、2008年に安保理に提出された「特にアフリカの紛争予防に関する安保理決議1625 (2005) の履行に関する国連事務総長報告書」560 で明らかにされた。この報告書からいえることは、次の三点である。

第一に「予防の文化」を強調し<sup>57)</sup>、これを中心に紛争予防を考えている点はアナンの考えを引き継いでいる。アナン事務総長の行っていた紛争予防を、体系的に整理し、しっかりと受け継いだことを国際社会に表明する意味がある。このことが国際社会からの信頼を得ることにつながり、次のステップに発展する礎石となる。第二に、潘事務総長の紛争予防は、特にアフリカに焦点を置いている<sup>58)</sup>。これは2005年の安保理決議を引き継いだものともいえる。さらに国連はアフリカに地域事務所を設置し、事務所が直接加盟国、地域的機構その他の機関を支援する<sup>59)</sup>ことを考案している<sup>60)</sup>。第三に、潘事務総長の報告書は、能力構築をその基本方針にすえている<sup>61)</sup>。紛争に陥る可能性の高い国の国内の能力構築、およびそれを取り巻く地域的機構の能力構築である。ことにアフリカは、紛争地および政治的に脆弱な国が多く、それを包摂する地域的機構や準地域的機構も脆弱なことが多い。

これらの能力のボトム・アップが紛争予防に貢献することはいうまでもない。国内の予防 能力の構築のための具体的な活動は、法の支配の確立、安全保障と組織の確立、グッドガ バナンス、選挙支援など、平和構築の具体的な活動と重複している。

## (2) 紛争予防から予防外交への回帰

2011年7月、「紛争の平和的解決、紛争予防と解決における仲介の役割を強化すること」 と題する総会決議®が投票なしのコンセンサス決議で採択された。これは紛争予防概念の 制度化に向けての大きな転機となる。以下に、同決議の「紛争予防」関連の部分を記す。

- 1. すべての加盟国は、紛争の平和的解決、紛争予防と解決を含む国連憲章に規定さ れた義務を厳格に守らなければならないことを繰り返し表明する。
- 2. 加盟国が、適切に、紛争の平和的解決、紛争予防と解決のための国連憲章第6章に 言及されている仲介その他の手段の利用を最大限に活用し続けることを招請する。
- 4. これに関連して、加盟国が、あらゆるフォーラムにおいて、および、紛争の平和 的解決、紛争予防と解決のあらゆるレベルにおいて、女性の平等で、完全かつ効 果的な参加を促進するよう奨励する。
- 6. すべての加盟国に対し、すべての作用する資源の持続可能性や予測可能性を確保 するという観点から、その成功はもとより、国連ならびに地域的および準地域的 機構による仲介能力構築活動を確かなものとするために、仲介のための時宜にか なった且つ適切な資源を検討するように、招請する。
- 13. 紛争の平和的解決、紛争予防と解決のための仲介能力構築において、加盟国およ び関連する地域的ならびに準地域的機構を、要請に基づいて、支援する事務総長 の取組を歓迎し、また事務総長に対し、合意された職務権限に従って、これらの 取組を継続することを求める。
- 16. アフリカ連合の仲介能力と組織構造、とりわけその早期警報評価システムおよび 予防と対応能力、を発展させる取組を歓迎する。
- 18. 「武力紛争の予防」と題する議題、「紛争の平和的解決、紛争予防と解決における 仲介の役割の強化」と題する部分項目をもって、第66回会期の暫定議題に含める ことを決定する。

同決議をみると紛争予防概念は、もはや、「紛争予防」単独で示されるのではなく、「紛 争予防と解決」という形で、紛争解決とセットとなって表されるようになる。同決議は、 総会におけるコンセンサス決議であって、法的には勧告的効果しか持たないものとはいえ、 仲介の基準を定めるものとして国連を位置づけ、加盟国、地域的国際機構、その他の仲介 アクターの生産的な協力のための幅広い枠組みを提供する革新的な発展®を記す決議とな った。同決議を転換点として、紛争予防概念は、加盟国に対して法的な拘束力のある紛争 の平和的解決義務の一環として位置づけられることとなった。すなわち、「紛争予防」規範 が.「紛争の平和的解決」規範の文脈に併記されることによって、前者は加盟国の義務と同 列と解釈される位置づけを与えられることとなった。

同決議を受けて、2011年8月、事務総長は安保理にこの問題を検討した報告書を提出し ている。「予防外交:期待に沿った結果を出す」60 と題する同報告書は、紛争予防と解決に 関与する多様なアクターの役割を、総会、安保理、平和構築委員会、事務総長の周旋、使 節、地域事務所、駐在政治使節団、平和維持活動、友人グループとその他の外交的な支援、 事実収集・審査・調査、国連カントリーチームなど12のアクターにわけて、それぞれを分 析している。

2012年6月には、「紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割の強化」に関する事務総長報告書 (5) と題する大部の報告書を発表し、その意気込みを示している。同報告書は、ことに仲介の役割を重視し、仲介に関する今日の展開と課題を、詳細に検討している (6)。その内容は、「仲介」に力点を置いた内容となっている。仲介が、紛争予防とその解決にとって、最も有効で頻繁に利用される手段の一つであり続けることを強調している (5)。報告書は、仲介が直面する近年の展開、傾向および課題について、8つのポイントを指摘する。その8つとは、

- 1) 政体の憲法違反による変更(8)、
- 2) 強度は高くないが、手に負えないかなりの数の衝突が、暴力に発展する可能性があること<sup>69)</sup>。
- 3) 今日の紛争の多くが、対象と、アクター、現地、地域次元の入り組んだものとなっていて、仲介者にとって難しい課題を提示している<sup>70</sup>。
- 4) 仲介の現場は多様である。紛争当事者がフォーラム・ショッピングをする場合も ある。仲介者の理解不足や準備不足が紛争を悪化させることがある™。
- 5) 外部の者の仲介のみならず、現地の仲介者も、現地の歴史、事情に精通している ため重要である<sup>72)</sup>。
- 6) 若者や女性の声を、政治的移行期および仲介プロセスに反映させる必要がある<sup>73)</sup>。
- 7) 法的かつ規範的アプローチを実施することが、仲介者のアプローチを調整するために必要である<sup>74)</sup>。
- 8) 国連の政治使節団、平和維持活動その他の現地の存在にとって仲介を支えるのは 重要な仕事となってきている75。

さらに報告書は結論として次の4点を指摘する。1) 国家と現地の能力を、国際社会の仲介努力とつなげることができる。2) 女性をもっと仲介プロセスに参加させるべきである。3) 仲介アクターのネットワークを構築することは効果的である。4) 国連の仲介努力は不釣合いにも自発的な貢献に依存している760。報告書は、さらに付属文書として、「有効な仲介のためのガイダンス;the Guidance for Effective Mediation」770 を付している。

ここで事務総長は報告書の題名をあえて、「紛争予防」ではなく、「予防外交」とした。 これは、以下にみる国連憲章第33条の紛争の平和的解決義務の一環として、紛争予防(予 防外交)を国連憲章上の義務と位置づけるための布石ともいえよう。

#### (3) 平和的解決義務の一環としての紛争予防規範

2014年には、紛争予防の規範的性格を特徴付ける二つの国連決議が採択される。2014年8月13日の総会決議<sup>78)</sup> と2014年8月21日の安保理決議<sup>79)</sup> である。

前者は、「紛争の平和的解決、紛争予防と解決における仲介の役割を強化すること」<sup>80)</sup> と 題するもので、その内容は、前述の2011年の同名の総会決議の内容をさらに詳細に説明し たものである。ことに同決議本文第1項は、「加盟国は、紛争の平和的解決、紛争予防、解 決を含む国連憲章に規定された義務を厳格に守らなければならないことを再確認」<sup>81)</sup> してお り、紛争予防概念が紛争の平和的解決義務に取り込まれたことを、反対なしのコンセンサス決議で採択して再確認していることがわかる。総会決議本文のうち、紛争予防に関わる部分を以下に示す。

「68/303 紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割を強化すること」

- 1. すべての加盟国は、紛争の平和的解決、紛争予防および解決を含む、国際連合憲章に定められたようなその義務を厳格に遵守すべきであることをくり返し表明する。
- 3. 加盟国、ならびに国際連合および、適切な場合には、地域的ならびに準地域的機構に対し、仲介および紛争の平和的解決、紛争予防ならびに解決について国連憲章の第VI章に言及された他の手段をできるだけ能率的に利用し続けることを招請する。
- 4. 加盟国、ならびに国際連合および地域的ならびに準地域的機構に対し、紛争の平和的解決、紛争予防および紛争解決におけるそれらの仲介能力を、適切な場合には、開発し続けることを奨励する。
- 7. 加盟国および地域的ならびに準地域的機構に対し、すべてのフォーラムにおいてまた紛争の平和的解決、紛争予防および解決のすべてのレベル、とりわけ意思決定レベルにおいて、女性の平等、正規のかつ効果的な参加を促進することを奨励する。
- 8. 事務総長に対し、女性を、仲介者の長または指揮者としておよび国際連合が後押しをした和平プロセスにおける仲介チームの構成員として任命し続けること、ならびにすべての国際連合作業過程のために適切なジェンダーの専門知識を確保することを奨励し、そして加盟国によるおよび地域的ならびに準地域的機構による同様の取組を招請する。
- 12. 事務総長に対し、要請に基づき、また合意された職務権限に従って、訓練行事および職員交換を通したものを含んで、紛争の平和的解決、紛争予防および解決のための仲介能力構築において、加盟国および関連する地域的ならびに準地域的機構と協働し続けることもまた要請する。
- 16. 地域的および準地域的機構に対し、その仲介および紛争予防と解決の能力、組織ならびに政策枠組を策定してきた取組を歓迎し、また、その他の関心のある機構に対し、それらの加盟国により付託されたものとして、適切な場合には、同様の取組を行うことを奨励する。
- 21. 総会の第70会期で、「紛争の平和的解決、紛争予防および解決における仲介の役割の強化」の問題についての審議を続けることを決定する。

2014年8月21日の安保理決議<sup>82</sup> は、このような国連総会の動きを受けて、安保理が紛争 予防の重要性を確認したものであり、紛争予防の規範的発展に決定的となる重要な決議で あるため、以下に安保理決議本文の前半の多くの部分を記す。

1. 武力紛争の予防の目的を追求することは、国際の平和と安全の維持の第一義的責任のための不可分の一部であるとの決意(determination)を表明する。

- 2. すべての国に、戦争および紛争の惨禍のない世界を確保するための努力を強化するよう要請する。
- 3. 紛争予防は各国の第一義的責任であり続けること、および国連の紛争予防の枠組 みでとられる行動は、適切な場合には、国内の政府の紛争予防の役割を支援し補 うべきことを強調する。
- 4. 平和的手段、とりわけ、交渉、審査、周旋、仲介、調停、仲裁、および司法的解決、あるいは各自が選択したその他の平和的手段によって、国際紛争を平和的に解決するというすべての国家の義務を再確認する。
- 5. 国連憲章第6章、特に憲章第33条および第34条を想起し、その継続が国際の平和 と安全の維持を危うくする虞がある紛争および事態に対応して平和的手段および 必要な予防行動の促進によって紛争を解決する約束を再確認する。
- 6. 国連憲章第6章のいくつかの手段、そこには交渉、審査、周旋、仲介、調停、仲裁、および司法的解決、事務総長の周旋はもとより地域的および準地域的機構および取り決めが含まれるが、これらは紛争予防に利用できるが、充分に利用されていないことを認識し、そのような手段をもっと頻繁にかつもっと有効に利用する方向に向かい、これを要請することを決意したことを強調する。
- 7. 次のものは、紛争の勃発、拡大、継続、再発の予防に貢献することのできる重要な役割であることを認める。
  - ----国連の地域事務所
  - ——特別政治使節
  - ——平和維持活動
  - ——平和構築委員会
  - ――加えて地域的および準地域的機構および取り決め
- 8. 国連憲章の関連条項のもとで課せられた制裁は国際の平和と安全の維持および回復にとって重要な手段であり、国際の平和と安全を脅かし破壊する事態の平和的解決に導く条件の形成に貢献でき、紛争予防を支えることも認める。
- 9. 事務総長は、継続的で、すべてを含み、包括的な解決の促進を助けるために、代表、特別使節、仲介者などを派遣して、周旋の利用を強化し続けるよう奨励し、さらに事務総長は、潜在的紛争の予防への早期の関与を続けるように奨励する。
- 10. 現地の特別政治使節および平和維持活動が、現在の職務権限の範囲で紛争の再発を予防するための評価と分析能力を高めることを奨励する。
- 11. 仲介は、予防的に可能で紛争が暴力に発展する前であればどこにおいても、紛争の平和的解決の重要な手段であることを認識し、事務総長は、合意された職務権限に従って、国連システムにおける仲介支援の提供者としての仲介支援部局を含む、国連の仲介支援能力を強化し続ける努力をしていることに感謝する。
- 12. 事務総長によって注意喚起された早期警報事例を、適切な状況では予防的政治使 節を派遣することも含めて、迅速に検討することに積極的であることを表明する。 また、国連憲章第99条に従って、事務総長に対し、彼の見解では国際の平和と安 全の維持に対する脅威であるとするいかなる問題に対しても、注意を喚起するよ う奨励する。

- 13. 国際的な人権あるいは人道法に対する重大な侵害や違反は、性的なあるいはジェ ンダーに基づく暴力も含めて、その結果はもちろんのこと、紛争あるいは紛争の 拡大への急展開への早期の兆候となりうることを認める。国際人道、人権法およ び難民法の法文書への批准を検討していない国、国内的にこれらの法文書を履行 するための適切なステップを踏んでいない国は、そうすることによって、時宜に かなった紛争予防に貢献することになることを呼びかける。
- 14. 事務総長に対して、国際人道、人権法を含む国際法の重大な侵害の事例、および、 とりわけ、民族的、宗教的、領土的紛争から生じる貧困や開発の欠如が潜在的紛 争状態である場合も含めて、武力紛争の予防に貢献しうるであろうと彼が考える 情報と分析を、安保理に照会し続けることを奨励する。
- 15. 武力紛争予防のための早期の効果的な行動をとることを約束すること、および、 そのために、国連憲章の条文に従って、その裁量に基づいてあらゆる適切な手段 を採用することを表明する。
- 16. ジェノサイド予防および保護する責任担当の事務総長特別顧問、その機能は、ジ ェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、民族浄化を結果として生ぜしめる潜在 的事態を予防する早期警報メカニズムとして行動することであるが、その役割の 重要性はもとより、紛争下における性的暴力担当の事務総長特別代表および子ど もと武力紛争担当の事務総長特別代表も、紛争予防に貢献することによって、そ の役割が重要であることを想起する。国家に対して、ジェノサイド、および国際 法に基づくその他の重大な犯罪を予防し、これと戦うことを再び約束するように 要請する。2005年の世界サミット成果文書(A/60/L.1)パラグラフ138および139 のジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から人々を保護する 責任を再確認する。
- 17. 国連人権高等弁務官事務所およびジェノサイド予防担当の事務総長特別代表の事 務所が紛争予防の重要な役割を果たすことができることを認識する。また、彼ら の、人権侵害、ヘイトスピーチに関する簡潔な状況説明が潜在的紛争の早期認識 に貢献する役割を果たすことを認識する。
- 18. 女性たち、および女性団体などの公式・非公式の共同体の指導者を含む市民社会 が、武力紛争の当事者に対して影響力を行使することができる重要な役割を果た すことを強調する。仲介および紛争後の解決のあらゆるステージに女性の参加を 増やすことによって、また、紛争予防に直接関係するあらゆる話し合いにジェン ダーに関する問題の検討を増やすことによって、引き続き紛争予防をますます成 功させる必要があることを再確認する。
- 19. 事務総長とその特別使節および国連使節団への特別代表は、その定期的で簡潔な 状況説明の役割を果たすことによって、安全保障理事会における紛争の予防およ び解決、平和と安全の維持、紛争後平和構築に直接関係のある審議に、女性団体 を含む市民社会との協議をとおすことも含めて、女性の参加を促すことを進める よう安保理の改訂を要請することを繰り返し表明する。

第一に、紛争の平和的解決規範と紛争予防規範との併記である。すなわち武力紛争の予防は、国際の平和と安全の維持における第一義的責任の重要な一部分として位置づけられた。決議の第1から6項は、一連の総会決議と同様に、国連憲章第6章の紛争の平和的解決義務の一環として紛争予防を捉えるようになったことを示している。

第二に、安保理決議による決意表明である。ここでは、「決定;decision」という言葉は用いられなかったものの、これに近い表現として「決意;determination」の語が使われ、平和的解決規範と紛争予防規範の融合を、安保理が法的拘束力ある決定に近似した表現で確認していることがわかる。

第三に、制裁との連関性である。すでに国連憲章が成立した時点で、それまでの伝統的な紛争の平和的手段と比較して、国連による紛争の平和的解決規範が、制裁規範との連関性によって、相乗効果を発揮する規範であることは指摘されてきた<sup>82)</sup>。同安保理決議では、第8項において、平和的解決規範に加えて、紛争予防にとって重要な手段であることを指摘して、制裁との連関性が規範相互の相乗性を発揮することを確認している<sup>83)</sup>。

第四に、紛争予防の活動は、国連の地域事務所、特別政治使節、平和維持活動、平和構築委員会などの実践活動に必要な業務である。その意味で、紛争予防規範は、平和維持、平和構築などの規範と相互にマトリクスで交差する概念といえる。これらの規範と紛争予防規範が重複することは、これで理解できると共に、紛争の複合的かつ立体的な視点からの解決のためには、これら重複する規範が相互に欠かせない要素となっていることも理解できる。

第五に、事務総長は、紛争予防のために数多くの特別代表を設置して、事項ごとに早期 警報や仲介をはかるシステムを強化していることがわかる。ジェノサイドおよび大量殺戮 の防止事務総長特別代表、保護する責任事務総長特別代表、性的暴力担当の事務総長特別 代表および子どもと武力紛争担当の事務総長特別代表など、いずれも主たる任務が早期警 報であり、紛争予防の重要性に焦点があたってきていることが理解できる。

## むすびにかえて

以上、21世紀における紛争予防(予防外交)を、国連文書、ことに国連の規範を確認する上で重要な文書である安保理決議、総会決議、国連事務総長報告書などを通して分析した。冷戦後、予防外交(紛争予防)は、国連による平和と安全の維持にとって重要なキーワードとして注目された。2000年のブラヒミ・レポートにおいても、平和構築、平和維持と並ぶ、国連のこの分野の三本柱のひとつとして位置づけられた。2001年、2003年と、国連では紛争予防の研究に力点が置かれ、事務総長報告書、総会決議などが出された。それにもかかわらず、2005年の世界サミットでは、紛争予防に関する政府間機関は設置されず、代わりに平和構築委員会が設置された。また、国連憲章を実質的に改正したといわれる世界サミット成果文書でも、紛争予防の語は、ほぼ言及されていないに近い。しかし、このことが「紛争予防」の重要性を減じたことを意味したわけではなかった。2005年の世界サミットと同時並行で、安全保障理事会において、紛争予防の重要性を確認する決定がなされている。さらに2006年の武力紛争予防事務総長報告書、2008年の安保理決議、2011年総会決議、2012年事務総長報告書、2014年宏保理決議と、「紛争予防」規範は、この分野の重要な概念として、注目され続けている。また、2014年の総会、安保

理の両決議は、紛争予防を紛争の平和的解決義務の一環として位置づけることによって、 法的拘束力ある規範と介してしかるべき地位を、「紛争予防」規範に与えるにいたった。

### (注)

- 1) なお、「予防外交」と「紛争予防」は、ほぼ同義で利用される場合が多い。21世紀にはいると、紛争予防は、 単なる外交の域を超える活動も含めて考えるようになったため、「紛争予防」の語が多く使われる。
- 2) 2000年までの国連における「予防外交(紛争予防)」概念に関する研究については、以下を参照のこと。庄司真理子「国連の予防外交」吉川元編著『予防外交』(共著、三嶺書房、2000年)。Mariko Shoji, "Preventive Diplomacy and the Reform of the UN," Hideo Sato ed., *Containing Conflict: Cases in Preventive Diplomacy*, Japan Center for International Exchange, Tokyo/New York, 2003. 庄司真理子「国連における予防外交の概念に関する一考察」『環境情報研究』第5号、1997年4月。
- 3) Report of the Panel on United Nations Peace Operations, United Nations, A/55/305-S/2000/809, General Assembly-Security Council, 21 August 2000 (Brahimi Report).
- 4) "Report of the Secretary-General; Prevention of armed conflict," A/55/985-S/2001/574, June 7, 2001.
- 5) 2001年の事務総長報告書は、国連のあらゆる機関および関係機関が網羅的に検討されている。A/55/985-S/2001/574, June 7, 2001.
- 6) Ibid., paras. 29-30.
- 7) Ibid., para. 161.
- 8) Ibid., paras. 73-80.
- 9) Ibid., paras. 81–83.
- 10) Ibid., paras. 84-85.
- 11) Ibid., para. 93.
- 12) "Report of the Secretary-General; Prevention of armed conflict," A/55/985-S/2001/574, June 7, 2001.
- 13) A/RES/55/281, August 13, 2001.
- 14) A/RES/57/337, annex, July 18, 2003.
- 15) "Prevention of armed conflict; views of organs, organizations and bodies of the United Nations system," Report of the Secretary-General, A/57/588-S/2002/1269, November 5, 2002.
- 16) Ibid., paras. 5–8.
- 17) A/RES/57/337, annex, July 18, 2003.
- 18) "Prevention of armed conflict," General Assembly resolution, A/RES/57/337, July 18, 2003.
- 19) A/57/PV.93, 3 July 2003.
- 20) A/RES/57/337, item3, July 18, 2003.
- 21) Ibid., item 6.
- 22) A/RES/57/337, annex, July 18, 2003.
- 23) A/RES/57/337, annex, July 18, 2003.
- 24) "Interim report of the Secretary-General on the prevention of armed conflict," A/58/365-S/2003/888, September 12, 2003.
- 25) A/58/365, para. 6.
- 26) "Interim report of the Secretary-General on the prevention of armed conflict," A/58/365-S/2003/888, September 12, 2003.
- 27) Ibid., para. 13.
- 28) Ibid., para. 18.
- 29) Ibid., paras. 14–17.
- 30) "Women's equal participation in conflict prevention. Management and conflict resolution and in post-conflict peace-building; Report of the Secretary-General," E/CN.6/2004/10, December 22, 2003.
- 31) 女性と紛争の関係を扱った国連安保理決議の多くのものは、次のようなタイトルがついている。「武力紛争における特に子供や女性に対する性的暴力」"sexual violence in situations of armed conflict in particular against women and children," Security Council resolutions 1325 (2000), 1612 (2005), 1674 (2006), 1820 (2008), 1882 (2009), 1888 (2009), 1889 (2009), 1894 (2009) and 1960 (2010).
- 32) E/CN.6/2004/10, para. 32.
- 33) Ibid., paras. 44–46.
- 34) Ibid., paras. 12–18.
- 35) Ibid., para. 14.

- 36) 成果文書において、一般的に武力紛争の予防の文化の重要性が指摘され(para. 74-75)、アフリカなどの地域的国際機構による紛争予防を国連が支援する旨が指摘され(para. 68-h & 170-b)、かつ紛争予防と解決における女性の役割の重視(para. 116)が指摘されたが、平和構築のごとくに具体的な組織の設置、活動の提案などは、特になされず、一般的に紛争予防の重要性について言及するにとどまっている(2005 World Summit Outcome, General Assembly Resolution, 60/1, 24 October 2005)。
- 37) "Strengthening the effectiveness of the Security Council's role in conflict prevention, particularly in Africa," Security Council resolution, S/RES/1625, September 14, 2005.
- 38) Ibid.
- 39) Ibid.
- 40) A/RES/60/1, para. 170.
- 41) A/48/322, Annex, pp. 105–113.
- 42) "A progress report of the Secretary-General to the General Assembly on the prevention of armed conflict," Report of the Secretary-General, A/60/891, 18 July 2006.
- 43) A/60/891, para. 2.
- 44) Ibid., para. 3.
- 45) Ibid., para. 5.
- 46) Ibid., paras. 6–7.
- 47) Ibid., para. 8.
- 48) Ibid., paras. 31–32.
- 49) Ibid., paras. 33-34.
- 50) Ibid., paras. 35-36. クラスター・アプローチとは、食糧安全保障、児童の保護など、対処すべき問題のクラスターごとに別の国際機構やNGOなどが集まって対処する活動方法である。
- 51) Ibid., paras. 51–52.
- 52) Ibid., paras. 55–56.
- 53) Ibid., paras, 57–60.
- 54) Ibid., paras. 98–118.
- 55) Ibid., Annex.
- 56) "Report of the Secretary-General on the implementation of Security Council resolution 1625 (2005) on conflict prevention, particularly in Africa," Security Council Official Document, S/2008/18, 14 January 2008.
- 57) Ibid., para. 2.
- 58) Ibid., paras. 3–4.
- 59) Ibid., paras. 24–29.
- 60) PKO 局は、スーダン、東アフリカ、西アフリカ、大湖地域の4つの統合活動チームに分けて、アフリカの準地域機構の活動をサポートしている。http://www.un.org/en/peacekeeping/documents/dpkodfs\_org\_chart.pdf
- 61) S/2008/18, para. 37-41.
- 62) "Strengthening the role of mediation in the peaceful settlement of dispute, conflict prevention and resolution," General Assembly resolution, A/RES/65/283, July 28, 2011.
- 63) "Preventive Diplomacy: Delivering results, Report of the Secretary-General," S/2011/552, August 26, 2011, para. 11.
- 64) S/2011/552.
- 65) "Strengthening the role of mediation in the peaceful settlement of dispute, conflict prevention and resolution," Report of the Secretary-General," A/66/811, June 25, 2012.
- 66) その項目は、次の通りである。A仲介の利用の最適化、B業務上の準備、1)仲介専門家待機チーム、2)専門家の登録、3)知的産物、4)トレーニング、C地域的、国内的、現地のレベルの能力構築、1)地域的、準地域的国際機構の支援、2)国内および市民社会アクターの能力構築、Dパートナーシップと調整、1)今日の仲介ネットワーク、2)現出してきた仲介ネットワーク、E仲介への女性の参加、F資源、効果的な仲介のためのガイダンス序文。Ibid., para. 21-73.
- 67) Ibid., para. 3.
- 68) Ibid., para. 10.
- 69) Ibid., para. 11.
- 70) Ibid., para. 12.
- 71) Ibid., para. 15.
- 72) Ibid., para. 16.
- 73) Ibid., para. 17.

- 74) Ibid., para. 18.
- 75) Ibid, para. 20.
- 76) Ibid., para. 78.
- 77) Ibid., pp. 20–31.
- 78) "Strengthening the role of mediation in the peaceful settlement of dispute, conflict prevention and resolution," General Assembly resolution, A/RES/68/303, August 13, 2014.
- 79) "Maintenance of international peace and security Conflict prevention," Security Council resolution, S/RES/2171, August 21, 2014.
- 80) A/RES/68/303.
- 81) Ibid., article. 1.
- 82) "Maintenance of international peace and security Conflict prevention," Security Council resolution, S/RES/2171, August 21, 2014.
- 83) 庄司真理子「一般国際法上の紛争の平和的解決―国連による平和的解決との比較から―」(『環境情報研究』 第4号、1996年4月)。
- 84) すでにコフィ・アナンの時代から紛争予防規範と制裁規範の相乗性は確認されてきている。"A progress report of the Secretary-General to the General Assembly on the prevention of armed conflict," Report of the Secretary-General, A/60/891, 18 July 2006, para. 35–36.